

## 平成26年度の主な取組み（案）について（新規・拡充事業等）

No	区分	主な取組み項目 (事業名・歳出予算等)	主な取組みの内容
1	新規	手話通訳者養成研修事業 歳出予算：1,170千円	<p>◆事業の概要</p> <p>身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割等についての知識と、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成し、聴覚障害者や音声機能障害者の福祉増進と社会参加推進に役立てることを目的とする。</p> <p>◆事業の内容</p> <p>厚生労働省通知によるカリキュラムに基づき、下記の内容を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本課程（35時間）</li> <li>・応用課程（35時間）</li> <li>・実践課程（20時間）</li> <li>・登録試験</li> </ul>
2	新規	青森県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業 歳出予算：1,065千円	<p>◆事業の概要</p> <p>身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児（18歳未満）に対し、補聴器の装用による言語の習得やコミュニケーション能力の向上を促進するため、補聴器の購入費の一部を助成し、もって難聴児の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>◆事業の内容</p> <p>次の要件を満たす18歳未満の児童とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①青森市内に住所を有していること。</li> <li>②両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと。</li> <li>③補聴器の装用により、言語習得等一定の効果が期待できると医師が判断する者。</li> </ol>

No	区分	主な取組み項目 (事業名・歳出予算等)	主な取組みの内容
3	拡充	障害者相談支援事業 歳出予算：32,244千円	<p>◆事業の概要</p> <p>障害者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障害者等の相談に応じ、障害福祉サービスの利用支援や必要な情報提供、助言等を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。</p> <p>また、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、平成19年度に青森市障害者自立支援協議会を設置している。</p> <p>◆見直しの内容</p> <p>地域自立支援協議会の運営に係る国からの通達等を踏まえ、協議会のあり方を検討した結果、障害者本人又は家族を委員として加えるなど、委員構成の見直しを行うものである。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">【見直し前】</p> <p>委員構成（11名）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業者 2名</li> <li>・障害福祉サービス事業者 2名</li> <li>・保健・医療関係者 3名</li> <li>・教育・雇用関係機関 2名</li> <li>・障害者団体 1名</li> <li>・その他（市社協） 1名</li> </ul> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 20px;">➡</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">【見直し後】</p> <p>委員構成（20名）【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業者 2名</li> <li>・障害福祉サービス事業者 <u>3名</u></li> <li>・保健・医療関係者 3名</li> <li>・教育・雇用関係機関 <u>3名</u></li> <li>・<u>障害者または、その家族</u> <u>6名</u>【拡充】</li> <li>・<u>民生委員</u> <u>1名</u>【拡充】</li> <li>・<u>学識経験者</u> <u>2名</u>【拡充】</li> </ul> </div> </div>

No	区分	主な取組み項目 (事業名・歳出予算等)	主な取組みの内容
4	拡充	手話通訳者派遣事業 歳出予算：3,692千円	<p>◆事業の概要</p> <p>聴覚障害者、音声・言語機能障害者の方に意思の伝達の手段を確保するため、聴覚障害者等が行う各種手続きや社会参加の場へ手話通訳者を派遣する。</p> <p>◆見直しの内容</p> <p>利用件数が年々増加している中、登録している手話通訳者の中で実際に活動できる手話通訳者が十数名しかおらず、今後、本市に登録する手話通訳者を確保する必要がある。                      そのため、聴覚障害者及び音声・言語機能障害者に意思の伝達手段を確保し、日常生活や社会生活をより円滑に送ることができるよう、手話通訳者を確保するため報酬単価を見直す。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><b>【見直し前】</b></p> <p>2時間以内の場合 2,000円</p> <p>2時間を超え4時間以内の場合 3,000円</p> <p>4時間を超える場合 4,000円</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 20px;">➡</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><b>【見直し後】</b></p> <p>○報酬 2時間以内 2,000円 以後30分毎に500円追加</p> <p>○手当 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合、割増手当を支給 報酬金額に25/100を乗じた額</p> </div> </div>

No	区分	主な取組み項目 (事業名・歳出予算等)	主な取組みの内容
5	拡充	要約筆記者派遣事業 歳出予算：428千円	<p>◆事業の概要</p> <p>聴覚障害者、難聴者・中途失聴者、音声・言語機能障害者の方に意思の伝達の手段を確保するため、話の内容をその場で要約して文字にして伝える要約筆記者を派遣する。</p> <p>◆見直しの内容</p> <p>利用件数が年々増加している中、登録している要約筆記者の中で実際に活動できる要約筆記者が数名しかおらず、今後、本市に登録する要約筆記者を確保する必要がある。 そのため、聴覚障害者等に意思の伝達手段を確保し、日常生活や社会生活をより円滑に送ることができるよう、要約筆記者を確保するため報酬単価を見直す。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">【見直し前】</p> <p>2時間以内の場合 2,000円</p> <p>2時間を超え4時間以内の場合 3,000円</p> <p>4時間を超える場合 4,000円</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 20px;">➔</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">【見直し後】</p> <p>○報酬 2時間以内 2,000円 以後30分毎に500円追加</p> <p>○手当 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合、割増手当を支給 報酬金額に25/100を乗じた額</p> </div> </div>

No	区分	主な取組み項目 (事業名・歳出予算等)	主な取組みの内容
6	拡充	成年後見制度利用支援事業 歳出予算：273千円	<p>◆事業の概要</p> <p>認知性高齢者又は知的障害者等を対象に成年後見制度が必要と認めた場合、成年後見開始の審判について申立をするとともに申立に要する経費及び後見人等の報酬を助成する。</p> <p>◆見直しの内容</p> <p>報酬助成の対象を市長申立に限定していることにより、申立可能な親族がいるにもかかわらず、報酬助成を受けるために市長申立に至ったと思われるケースが発生している。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-right: 20px;"> <p style="text-align: center;">【見直し前】</p> <p>(市長申立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申立に要する経費は、原則、市が負担</li> <li>・ 後見人等の報酬は、資産、収入等の状況に応じて助成</li> </ul> </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 20px;">➡</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">【見直し後】</p> <p>(市長申立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申立に要する経費は、原則、市が負担</li> <li>・ 後見人等の報酬は、資産、収入等の状況に応じて助成</li> </ul> <p>(親族申立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申立に要する経費は、親族が負担</li> <li>・ 後見人等の報酬は、資産、収入等の状況に応じて助成</li> </ul> </div> </div>

No	区分	主な取組み項目 (事業名・歳出予算等)	主な取組みの内容
7	縮小	訪問入浴サービス事業 歳出予算：11,700千円	<p>◆事業の概要</p> <p>歩行が困難でかつ移送が困難である在宅障害者に対して、身体の清潔保持や身体機能の維持向上等を図るため、自宅に訪問入浴車両が訪問し、持ち込んだ浴槽を利用して自宅内で対象者の入浴を行い日常生活の質の向上を図っている。(1回あたり12,500円)</p> <p>◆見直しの内容</p> <p>対象者の範囲を、身体障害者手帳を有する障害者と難病患者等に限定することとし、利用可能回数に上限(週2回まで)を設定します。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">【見直し前】</p> <p>市内に居住する歩行が困難な在宅の障害者等であって、移送に耐えられない等の事情のあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳を有する障害者</li> <li>・療育手帳(愛護手帳)を有する障害者</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳を有する障害者</li> <li>・難病患者等</li> </ul> <p>利用回数：上限なし</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">【見直し後】</p> <p>市内に居住する歩行が困難な在宅の障害者等であって、移送に耐えられない等の事情のあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳を有する障害者</li> <li>・難病患者等</li> </ul> <p>利用回数：上限あり(週2回まで)</p> </div> </div>
8	終了	就職支度金給付事業 歳出予算：0千円	<p>◆事業の概要</p> <p>就労移行支援若しくは就労継続支援事業を利用する障害者が就職等により自立する場合に、その者の社会復帰の促進を図り、障害者の福祉の増進に資することを目的として就職支度金(1人あたり最大36,000円、被服費等)を支給している。</p> <p>◆終了の理由</p> <p>本市の障害者手帳の交付者は年々増加傾向である中で、本事業の支給件数は年々減少傾向であることに加え、障害者の就労支援は、就労移行支援事業所・就労継続支援事業所だけでなく、相談支援事業所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関が一体となって支援する体制に強化されており、本事業が障害者の社会復帰への貢献度は低いと判断されるため。</p>